



経営改善特別小委員会規約

平成 27 年 3 月 18 日 第 7 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）細則第 11 条により規定された「臨時委員会等」のうち「経営改善特別小委員会」（以下、「委員会」という）の組織・運営について定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項の改善方策について事前の調査、検討をおこない、必要な対応策について理事会に提案することを任務とする。

- (1) 増収策の検討
 - (2) 標準事業の財政基盤整備
 - (3) 学会誌出版事業にかかる検討
 - (4) 部会・支部等の予算制度の見直し
 - (5) 予算執行制度の見直しにかかる検討
 - (6) 会員増強策の検討（会員サービス委員会との協業）
 - (7) 事務局人事、事務局組織、事務局移転に関する検討
 - (8) その他、理事会から指示のある事項
- 2 改善策提案にあたっては、対応策実施にあたって必要な、財政的措置、組織変更、諸規定変更等、具体的な方策を含めて提案する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 副会長（委員）
 - (2) 委員：総務担当理事・財務担当理事・企画担当理事の中から若干名および事務局長
 - (3) 特別委員：理事・理事経験者・事務局長経験者から若干名および主査が必要と認めた会務に関する経験者から若干名
- 2 委員会には、主査、副主査 1 名、幹事 1 名をおく。
- 3 事務局長は、本会事務局の職員を陪席させ、職員は意見を述べることができる。
- 4 主査が必要と認めたときは、委員会のメンバー以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。委員会のメンバー以外の理事から検討への参加の申し出があった場合も同様とする。

(任期)

第 4 条 任期は 1 年間とし、委員就任後最初の定例総会までとする。ただし、再任は妨げない。

(主査)

第5条 主査は会長が指名する。

(副主査)

第6条 副主査は主査の指名による。

(幹事)

第7条 幹事は、主査が副主査と相談の上指名する。

(幹事会)

第8条 委員会の運営を円滑に進めるため幹事会を置くことができる。幹事会は、主査、副主査、幹事および互選により選出された委員若干名とする。

(委員会の開催)

第9条 委員会は、主査が必要と認めるときに開催する。

(議事)

第10条 委員会は、特別委員を除く委員総数の過半数の出席により成立する。

- 2 委員会の審議事項は、委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会の円滑な決議および次回委員会までの必要事項を審議するため、別に定める電子メールによる審議をおこなうことができる。

(議事録)

第11条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

(改定)

第12条 本規約の改定は、委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規約は、平成24年1月27日から施行する。
- 2 改定履歴
 - ① 平成24年1月27日 第6回理事会決定
 - ② 平成26年1月24日 経営改善特別小委員会起案、平成26年1月30日 第5回理事会承認
 - ③ 平成26年6月19日 経営改善特別小委員会起案、平成26年7月31日 第2回理事会承認

④ 平成 27 年 3 月 2 日 経営改善特別小委員会起案，平成 27 年 3 月 18 日 第 7 回理事会承認

附則

- 1 平成 26 年 1 月 24 日起案の規約は，理事会承認の日から施行する。
- 2 平成 26 年 6 月 19 日起案の規約は，理事会承認の日から施行する。